

平成27年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成27年7月13日(月) 10:00～11:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長 出席	浅賀 和彦 委員 出席
田原 緑 副会長 出席	山室 すみ江 委員 出席
秋本 久次 委員 出席	岡庭 武利 委員 出席
荒井 英理子 委員 出席	
事務局	渡辺副部長 鈴木課長補佐兼係長 石山主任 高橋主事 谷口主事 企画調整課 上野係長
案件提出課	健康推進課 清水主任 ふくし総合支援課 森参事 稲舂室長 鈴木主任 商工観光課 大久保室長 日本一の読書のまち推進室 三國主幹
<p>1 開会 事務局渡辺副部長から開会宣言 10:00開会 会長挨拶</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、荒井委員、浅賀委員が署名</p> <p>3 審議 (1) 諮問事項 ・諮問事項 諮問第1号～諮問第6号について</p> <p>4 事務局連絡事項 (1) 外部委託先立入調査の予定について (2) マイナンバー導入に伴う個人情報保護条例の改正の概要について (3) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>5 閉会</p>	

### 3 審議

#### (1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第6号まで事務局から概要説明

#### 質疑

秋本委員： 諮問第3号についてお聞きします。委託業者に引き渡した個人情報の破棄の方法、破棄したことの確認はどのように実施するのでしょうか。また、外部委託はどのような業者に委託するのでしょうか。

鈴木主事： 具体的な個人情報の破棄の方法、破棄したことの確認については、まだ取り決めをしていませんので今後、委託業者と連絡をとり、個人情報の破棄の方法、破棄したことの確認について具体的な取り決めを交わしたいと思います。委託業者につきましては、一般的な塾等の民間企業ではなく、一般社団法人に業務を委託します。個人情報の保存期間につきましては支援対象者が支援対象外になってから5年間保存することとしています。

稲舛室長： 補足といたしまして、委託業者は独自の個人情報保護規程を設けています。その規程に「不要になった個人情報は外部流出等の危険を回避するために適切かつ必要な方法で消去又は廃棄する」と明記されています。

秋本委員： 個人情報保護審議会では、個人情報の流出を防ぐために具体的にどのような対策を講じていくのか、その対策が不十分ではないかを審議しなければなりません。委託業者に引き渡した個人情報の破棄の方法、破棄したことの確認について、委託業者と具体的にどのような取り決めを交わすのかが不明なままでは諮問第3号につきましては審議できかねます。

根本会長： 諮問第3号についてお聞きします。委託業者の方で電算の個人情報を保存する際、USB等の外部記録媒体で保存するのでしょうか、それともパソコンのハードディスクで保存するのでしょうか。またハードディスクで保存する場合、ネットワークに接続されているハードディスクに保存するのでしょうか、それともネットワークに接続されていないハードディスクに保存するのでしょうか。

田原副会長： 同じく諮問第3号についてお聞きします。外部委託記録票には単年度で契約を締結すると記載されています。先ほど、個人情報の保存期間につきまして、支援対象者が支援対象外になってから5年間保存をするとありま

したが、単年度で契約を締結するため、契約期間が満了した時点で保存期間が満了していない個人情報があると考えられます。その場合、個人情報の保存は契約期間が満了した後も委託業者がするのでしょうか、それとも市が引き渡した個人情報を回収して保存するのでしょうか。

稲 舛 室 長： 秋本委員、根本会長、田原副会長からの質問、指摘事項は後日委託業者に連絡をとり、確認させていただきます。

岡 庭 委 員： 委託契約はいつ行うのですか。

稲 舛 室 長： 現在しております。

岡 庭 委 員： 諮問第3号について各委員から質問が出ていますが、すでに契約をしている業務の回答としては非常に曖昧です。個人情報を取り扱うにあたり問題があると思います。

秋 本 委 員： 個人情報を取り扱う業務の外部委託は慎重に行わなければなりません。本来ならば今までの質問の内容について、すべて取り決めをした状態で契約締結をすべきだったと思います。担当課の答弁がまとまっていないようですので他の諮問を審議している間にまとめてください。

稲 舛 室 長： かしこまりました。少々時間をいただいて案件を整理して報告いたします。

根 本 会 長： それでは諮問第3号の担当課である、ふくし総合支援課の職員は今から答弁をまとめてください。まとまりましたら、挙手して発言の許可を求めてください。

秋 本 委 員： 諮問第4号についてお聞きします。個人情報の記録の内容に勤務先とありますが、補助金を交付する対象が企業であれば、勤務先の情報の収集は必要ないのではないのでしょうか。

大久保室長： 商工・観光事業に係る補助金の交付事業につきましては、商工・観光に係る事業者が対象となりますので個人事業主も補助金交付の対象となります。個人事業主が申請する場合、以前又は現在の勤務先を把握する必要があるため、勤務先の情報の収集が必要です。

浅 賀 委 員： 諮問第2号及び諮問第4号についてお聞きします。諮問第2号では取り扱うすべての個人情報を電算で登録すると記載されていますが、諮問第4号では氏名、住所、生年月日、電話番号の4情報のみ電算登録をし、その

他に取り扱う個人情報とは文書のみでの登録としています。この違いはどのような意図があるのでしょうか。

大久保室長： 諮問第4号についてお答えします。商工・観光事業に係る補助金交付の申請は書面で申請をしてもらい、個人情報の管理、保存は申請書で行います。そのため、取り扱う個人情報のほとんどが文書のみでの登録となります。電算登録をしている4情報につきましては、補助金の申請の事実や補助金の交付決定に係る書類審査の結果等の整理をするために電算登録が必要だと考えています。

稲舛室長： 諮問第2号についてお答えします。自立相談支援の事業につきましては、平成27年度に国から全国共通のソフトが配布され、それを基に個人台帳を作成するように統一されています。そのため取り扱うすべての情報が電算登録になります。

浅賀委員： 諮問第2号についてお聞きします。国から配布されたソフトを使用して個人情報の管理をするとのことですが、そのソフトは庁内のネットワークに接続されているもののでしょうか。また個人情報の記録の内容で出生、死亡状況の項目が登録されていないのですが、不要なのでしょうか。

稲舛室長： こちらのソフトは庁内のネットワークには接続されていません。出生、死亡状況等につきましては、家族から聞き取りによって確認できた場合は、その情報をソフトに追加登録します。申し訳ありませんが、この場で個人情報の記録の内容に出生と死亡状況についての2項目を追加で登録させていただいてもよろしいでしょうか。

事務局： 担当課から申出がありましたので、諮問第2号の個人情報の記録の内容の出生と死亡状況の項目に◎をつけ、電算登録をするように修正させていただきます。

事務局： 先ほど保留になっていました、諮問第3号の個人情報の取り扱いについて担当課から回答したいと思います。

稲舛室長： 諮問第3号についてお答えします。契約が満了した時点で保存期間が満了していない個人情報につきましては、回収して市で保存しようと考えています。

岡庭委員： 分かりました。次回の審議会での件について謳っている委託契約書の

提示をお願いします。

森 参 事： かしこまりました。契約終了後、委託先で保存している個人情報の返却を求め、残りの保存期間は市で保存する旨を明文化した契約書の提示をしたいと思います。

秋 本 委 員： 高度情報化社会において、個人情報の取り扱いについて特に慎重にならなければなりません。現状の契約の内容だと個人情報の取り扱いについての取り決めが不十分ですので追加で細かい取り決めをして契約の締結をお願いします。

森 参 事： かしこまりました。

秋 本 委 員： 諮問第6号についてお聞きします。日本一の読書のまちを推進する事業の一環として子どもの司書養成講座の実施する取組みはとても素晴らしい事業だと思います。この講座を受講した際に認定する司書の資格は法律に基づくものですか、それとも三郷市独自のものですか。

三 國 主 幹： こちらの子ども司書養成講座という新しい取組みは、全国でもいくつかの自治体の実施しています。しかし、国家資格の司書の資格のように法律に基づくものではなく、三郷市の講座を既定回数受講した子どもに市が子ども司書として認定をするものです。

秋 本 委 員： この事業は教育委員会規則で定められているものですか。それとも内部規程で定められているものですか。

三 國 主 幹： 内部規程で定められているものです。

秋 本 委 員： 今後、規則や要綱で定める予定はありますか。

三 國 主 幹： 現在はそのような予定はありませんが、今後検討します。

秋 本 委 員： 素晴らしい取組みですので、是非、内部規程だけではなく規則又は要綱で定めて推進してください。

三 國 主 幹： 善処します。

浅 賀 委 員： 諮問第6号についてお聞きします。名簿の使用方法ですが、講師が受講者と連絡をとるために使用するのですか、それとも市が講師、受講生と連絡をとるために使用するものですか。

三 國 主 幹： 市が使用するものです。

浅 賀 委 員： 個人情報の記録の内容に口座が登録されていますが、使用用途を教えて

ください。また、登録する電話番号は講座を受講する子どもの保護者の電話番号のみ登録するのでしょうか、それとも講座を受講する子どもの携帯電話も登録するのでしょうか。

三 國 主 幹： 子ども司書養成講座を開催するにあたり、有償ボランティアの講師を依頼しております。口座は、講師への謝礼を振り込むための口座として使用します。登録する電話番号につきましては、基本的に自宅の固定電話で登録を行います。

浅 賀 委 員： 分かりました。

根 本 会 長： 諮問第4号についてお聞きします。補助金交付、不交付の審査の結果、不交付の決定を受けた申請者の個人情報について、不交付になった時点で破棄するのでしょうか、それとも交付決定を受けた申請者の個人情報と同様に保存するのでしょうか。

大久保室長： 交付決定を受けた申請者の個人情報と同様に保存します。

根 本 会 長： 分かりました。

根 本 会 長： 他に質問はございますか。無いようでしたら諮問を承認することで異議なしと認め、承認することといたします。

#### 4 事務局連絡事項

##### (1) 外部委託先立入調査の予定について

岡 庭 委 員： 立入調査の予定表のデータはどのように保存されるのでしょうか。

事 務 局： エクセルにて保存しております。

岡 庭 委 員： 立入調査の日程について所管課は把握済みですか。

事 務 局： 把握済みです。

岡 庭 委 員： 立入調査の日程は業者等に公開せず、直前にのみ立入調査対象の業者に連絡し、できる限り抜き打ちで立入調査を行ってください。

##### (2) マイナンバー導入に伴う個人情報保護条例の改正の概要について

事務局： 番号法では「特定個人情報」及び「情報提供等記録」についてより厳格な保護措置を講ずることをしており、地方公共団体に対し番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講じることを求めています。これを受けて「特定個人情報」及び「情報提供等記録」について定めるため、三郷市個人情報保護条例を改正します。改正の内容としましては、特定個人情報及び情報提供等記録について定義規定を設け、目的外利用について制限する等です。

(3) 第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局： 平成27年度第2回審議会につきましては、慣例により10月となっておりますが、現在の皆様の任期が9月30日までとなっておりますので、次回の日程は事務局にご一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

根本会長： 異議なし。

事務局： 皆様、お疲れさまでした。これで平成27年度第1回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

5 閉会

事務局： 慎重なご審議ありがとうございました。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長： 皆様お疲れさまでした。これで平成27年度第1回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

署名欄	会長	
	署名委員	
	署名委員	

